

# 戦後日本の資産分布

—クズネツ逆U字仮説

および農家貧乏論の再検討—

高 山 憲 之

(武蔵大学経済学部助教授)

- 一 問題の所在
- 二 非農家世帯の資産分布
- 三 農家世帯の資産分布
- 四 農家と非農家の資産較差
- 五 結びに代えて

## 一 問題の所在 (\*)

戦後日本の経済成長はこれまでにさまざまな観点から分析・考察されてきた。最近年に限ってみても分配の公正との関連で成長至上主義を俎上にせたものが少なくない。

分配の公正という観点から戦後日本の経済成長を検討した研究の中で我々の興味を惹き起こす一つのテーマがある。経済成長が分配の平等に寄与したか否かということ、がそれにほかならない。

この問題はすぐれて実証にかかわっている。多くの論者(溝口[6]、所得分配に関する研究会[3]

高山[4]、溝口・高山・寺崎[7]などがその代表例である)がこのテーマのもとにかなり詳細な調査を行った。そしてほぼ次のような理解を共通にもつにいたつたと言えよう。すなわち一九六〇年代に関するかぎり経済成長は所得を平等化するにあずからず力を發揮した、という理解である。これは欧米諸国の経験から提起された仮説、いわゆるクズネツ仮説を支持する一つの事実であるとみられている。つまりある一時点を経過すると成長と分配の平等は両立するようになる。したがって分配をより平等化させるという意味において、経済成長を論難することは妥当ではないという判断にその仮説は通じているのである。

筆者は、事実の裏づけもなく成長そのものを感情的に非難してみても意味のある主張にはならないと思う。しかし一面の事実だけをもつてあたかもそれが事実そのものであるかのように説いてまわることも性急にすぎると考える。六〇年代の所得平等化という事実は、キャピタル・ゲインを実質的に含んでいない所得データを用いて検証されているにすぎない。したがって正しい事実認識を得るにはもう一步の突っ込みがほしいところである。それを欠いている段階で戦後日本の経済成長をトータルに肯定してしまうわけにはいかない。

資産分布の実証をしてみようと考えたのはこのような事情があったからである。しかし資産分布研究には最初から厚い壁が待ちかまえている。資

料の制約、これである。実際、日本全国を対象にした資産調査、それも金融資産と実物資産を同時に調査した信頼のおける統計はいまのところ存在しない。所得分布研究がかなり進んでいるのに比較して資産分布研究が大きく見劣りのする原因もここにある。

ではどうするか。資産分布にかかわりのある部分的な情報はそれなりにある。したがって以下では、総理府統計局『貯蓄動向調査報告』、『全国消費実態調査報告』および農林省『農家経済調査報告』の三つに主として依拠しながら、いわば寄木細工的にこの問題に接近することにしたい。具体的な考察内容は次の三つである。

- (a) 経済成長の過程で農家および非農家の資産はどういうふうに蓄積されたか、また資産の保有較差はそれぞれどのように推移したか。
- (b) 農家・非農家間の資産較差は経済成長によってどのように変化したか。
- (c) 所得分布の平等化は資産分布にどのように影響を与えたか。

問題をこのように限定したので、残念なことに

るものも当然多い。たとえば欧米諸国でよくみられる上位一〇%の資産階層がどのくらいのウェートで資産を保有しているかといった問題は、考察対象からはずされている。また資料の制約から山林地主とか非農業非勤労者世帯（商人・職人、企業経営者、医者・弁護士等々）の実物資産も分析していない。さらに資産として考察したのは金融資産・土地・住宅の三つである。したがって貴金属・絵画・骨董あるいは自動車・クーラー・ピアノ等の耐久消費財も考察してはいない。

日本は所得すなわちフローに関するかぎり世界のトップクラスと比較しても遜色のない水準に到達したが、資産すなわちストック面はきわめて貧弱でその蓄積も乏しいといわれている。このような理解がはたして正しいか否かという点も興味をそそる。しかしその検討には国際比較に耐える資料が必要となる。本稿の場合その検討までには分析のメスが及んでいない。ただし旧来から一般常識となっている観のある「農家貧乏論」にだけは勤労者世帯との比較で言及したいと思う。

(\*) 本稿作成の準備段階において溝口敏行・市川洋・村上雅子の三教授からいくつかの点について御批判・御教示を賜った。ここに記してお礼申し上げる。また寺崎康博氏には計算過程で多々お世話をなった。深く感謝の意を表したい。なお研究にあたって文部省科学研究所補助金（昭和五十三年度）をうけた。

まづ非農家世帯の金融資産の保有状況を調べて

## 二 非農家世帯の資産分布

### 1 金融資産

みよう。第1表を見られたい。総理府統計局『貯蓄動向調査報告』における勤労者世帯および「全世帯」（農家世帯と単身者世帯は除かれているので、全世帯といつても事実上、非農家非単身者世帯を表わしている）の金融資産残高は高度成長期にかなりの増加をみせている。ちなみに一九六二年から一九七四年にかけて非農家世帯全体として金融資産は名目で六・二倍（実質で二・六倍）に増大した。加えて保有資産の較差は縮小する傾向にあったことがわかる。すなわちこの間に上位一〇%の金融資産残高の全体に占める割合は四五%から三八%弱まで低下した（勤労者世帯の場合）。分布の不平等度を表わすジニ係数でみても、上述の傾向を読み取ることができる。

金融資産の大額な残高増を可能にしたのは一九六〇年代の高度成長である。賃金はこの時期に毎年かなりのベースアップを達成した。そして所得の較差は主として労働市場の需給逼迫・高学歴化・核家族化の三要因の作用をうけて大きく縮小した（詳しくは溝口・高山・寺崎〔7〕を参照されたい）。加えて低所得者の平均貯蓄性向も決してそれほど小さいオーダーではない（第2表をみよ）。このように所得の上昇・所得較差の縮小・平均貯蓄性向における小さな階層間較差の三つが高度成長期における金融資産較差の縮小をもたらしたのである。金融資産に限定してながらも、かぎり、戦後日本の高度成長は資産分布の較差をも縮小せしめた。このポイントは高度成長を評価する際に確認しておく必要があると思われる。

第1表 非農家世帯の金融資産(粗)保有高

10分位 階級	全 世 帯				勤 労 者 世 帯			
	1962	1964	1969	1974	1962	1964	1969	1974
I	11	29	88	189	13	31	94	206
II	41	90	233	492	45	90	228	483
III	75	144	337	775	75	139	335	766
IV	121	217	499	1,107	123	208	486	1,073
V	170	272	681	1,308	168	253	651	1,231
VI	250	366	854	1,749	244	350	791	1,687
VII	328	500	1,177	2,345	307	446	1,032	2,060
VIII	461	700	1,540	3,199	417	612	1,385	2,732
IX	705	1,148	2,588	4,753	602	988	2,020	3,812
X	2,193	3,316	6,187	11,130	1,635	2,279	4,273	8,471
平均	436	678	1,417	2,705	363	540	1,130	2,252
ジニ係数	0.6179	0.6005	0.5621	0.5345	0.5739	0.5503	0.5062	0.4925

単位) 1,000円 (ジニ係数以外)

出所) 総理府統計局『貯蓄動向調査報告』

第2表 平均貯蓄性向(勤労者世帯)

所得5分位階級(円)	93,990	136,733	166,539	202,702	295,481
貯蓄額(円)	16,262	27,376	36,137	48,615	89,916
平均貯蓄性向(%)	17.3	20.0	21.7	24.0	30.4

出所) 総理府『全国消費実態調査報告』1974年(実収入階級別5分位データ)

第3表 世代間および世代内の金融資産較差(タイル係数)

全体としての較差 (a)	世代間の較差 (b)	a/b (%)	世代内の較差 (加重平均)
0.6010	0.0708	11.8	0.5302

出所) 総理府『貯蓄動向調査報告』1973年(非農家世帯)

第4表 世代内の金融資産較差(タイル係数)

世代	タイル係数	(ウェート, %)	世代	タイル係数	(ウェート, %)
-24歳	0.5354	(0.3)	45-49歳	0.4981	(16)
25-29	0.5201	(3)	50-54	0.5316	(14)
30-34	0.4969	(8)	55-59	0.5909	(11)
35-39	0.4486	(12)	60-64	0.5547	(10)
40-44	0.4752	(15)	65-	0.6901	(11)

出所) 総理府『貯蓄動向調査報告』1973年(非農家世帯)

第1表の数字は年々の調査で得られる資産残高であつて、それは世帯主の年齢とはかかわりない。しかし二〇歳の者が保有する一〇〇万円も資産価値としては同一であるといえるだろうか。答は否である。若い者の資産は資本蓄積の原資となる。二〇歳時

の一〇〇万円は四〇年間積み立てることによって一、〇三〇万円に増大させることができとなる(年利率6%の場合)。したがって資産較差を考察するためには一生涯でどのくらい資産を保有したことになるかという観点から資産額を評価しなければならない。すなわち年齢の差異を調整する必要がある。第3表は年齢要因によって金融資産較差がどの程度影響をうけているか調べたものである。タイル係数で見るかぎり、その影響は一〇%強にとどまっている(ジニ係数・タイル係数などの不平等に関する尺度の詳しい説明は高山[5]で与えられている)。したがって金融資産較差のかなりの部分が同一世代内の保有較差に帰因していると考えてよい。同一世代内に存在する金融資産較差は第4表で与えられている。この表を見るかぎり、金融資産の較差は三〇歳代後半まで縮小しきみに推移するが、四〇歳をすぎると一転して拡大の方向に向かっていく。ただしこのような傾向はクロスセクションで

1タを用いて導出されているので、注意を怠つてはならない。欠けているのはコホート(同時出生集団)に関する長期統計である。

金融資産較差は所得較差、(フロー)貯蓄較差のいづれよりも大きい。勤労者世帯の場合ジニ係数の大きさはそれぞれ〇・五〇四八、〇・一九七〇・三四七九となっている(総理府統計局『全国消費実態調査報告』一九七四年版五分位データによる)。貯蓄較差が所得較差より大きいのは、貯蓄の所得彈力性が1より大きいこと、換言すれば限界貯蓄性向が所得の上昇とともに増大することに原因がある。そのため貯蓄のローレンツ曲線は所得のそれの外側にかならず位置することになる(カクワニ[1]を参照せよ)。金融資産較差が貯蓄較差より大きい理由は主として二つある。まず資産收益率は一般に金融資産が増大するほど大きくなる傾向がある(この傾向は長期的に資産分布をより不平等なものにする作用を同時にもつている)。金持になるほど定期預金・生命保険から公社債・株式へと資産構成の比重を移すからにはかならない(第5表参照)。また相続・贈与によって受けける利益は一般に金持になるほど大きい。

第1表はまた、負債額を控除していないという意味で金融資産の粗保有額(グローバル)を表わしている。負債額を控除した金融資産の純保有額(ネットリターム)の分布は、戦後日本の場合、粗保有額の分布より較差が大きい(第6表をみよ)。これは、小資産保有階層の資産残高に対

第5表 金融資産の構成(勤労者世帯)

所得5分位階級(1,000円)	1,688	2,414	2,991	3,799	5,747
金融資産額(1,000円)	1,313	2,107	2,593	3,520	6,270
通貨性預金(%)	18.4	14.6	15.1	12.6	10.7
定期預金(%)	44.0	47.6	45.6	42.9	41.9
生命保険(%)	26.6	22.2	19.6	18.0	13.5
証券(%)	8.1	10.4	12.6	18.8	27.4
その他(%)	2.8	5.2	7.1	7.8	6.5

出所) 総理府『貯蓄動向調査報告』1976年(年間収入5分位階級別)

第6表 金融資産の保有較差(ジニ係数)

年	粗保有高	純保有高(ウエート)	負債(ウエート)
1969	0.5277	0.6787*(77.4%)	0.0098*(22.6%)
1974	0.5152	0.8497*(64.2%)	-0.0857*(35.7%)

(注) \*印つきの数字は擬ジニ係数を表す。

出所) 総理府『全国消費実態調査報告』(勤労者持家世帯)

表をみよ)からといって、それだけを特に取り出して問題視する必要はない。

## 2 土地・住宅

非農家世帯が土地および住宅をどのくらい保有しているかについての階層別分布を知るための資料はほとんど存在しない。一九五五年版の『国富調査』が例外的にこのような資料を載せている。

溝口[6]はこの統計を用いてジニ係数を計算し、○・二七という数字を出している。このようなオーダーは予想よりも低い。資産額階層別に

ではなく所得階層別の資産額分布についてジニ係数を求めていることにその理由がある。しかるに同一所得階層内の資産分布を資料として得ることができるのはどうか。『国富調査』にはこのような資料は掲載されていない。またその後に発表された『国富調査』からは家計の保有する土地・住宅資産に関する資料が消えてしまった。

所得分配に関する研究会報告[3]は、総理府統計局『家計調査年報』の原票にさかのぼって固定資産税納付額を調べ、それを基礎にして土地・住宅に関する資産分布を推計した。そして非農家世帯の実物資産は、一九七三年度においてジニ係数

したがつてまた擬ジニ係数はマイナスの値をとる)。ただし負債のほとんどは土地・住宅取得のためのものであるので、その裏面において実物資産が存在していると考えてよい。したがって金融資産の純保有額の分布がかなり不平等である(ジニ係数でおおよそ〇・八五になっている——第6

回)の原調査票にまで調査の手を伸ばして実物資産分布の推計を行っている点において、所得分配に関する研究会の報告結果は高く評価されなければならない。ただし推計年度が一九七〇年と一九七三年の二年度のみに限定されてしまつたことは、時間および予算の制約によるものと考えられるものの惜しまれてならない。

ここでは別の資料を用いて、この研究会報告[3]の結果を支持する推計をしてみたい。総理府統計局『全国消費実態調査報告』の一九六九年・一九七四年版には持家の帰属家賃に関する推計数字が発表されている。この帰属家賃の分布を住宅資産分布の推計に利用できないだろうか。かりに、同質の住宅サービスの家賃が年々一定割合で上昇し、かつ割引率が一定であれば、その利用は可能となる。加えて日本の家賃には地代の要素が大きく入り込んでいると考えて差しつかえない。

ここでは議論を簡素化するために、地代は全額家賃の中に含まれていると仮定しよう。以上のように仮定すると、土地・住宅の資産価値は将来生み出すことのできる家賃総額の現在価値に等しい。地代は期間が限定されることなく将来無限に発生することに注意すると、次式が成立する。

$$(1) V = R (1 + d) / (d - g)$$

ここでV、R、d、gはそれぞれ土地・住宅の資産価値、家賃、割引率、家賃の年間上昇率を表している。dおよびgが一定であればVはRに正比例するので、Vの分布をRの分布で推計してもよいことになる。つまり、前述したようないくつかげ改めることになった。とくに『家計調査年報』の原調査票にまで調査の手を伸ばして実物資

かの強い仮定を置けば、家賃の分布によって住宅資産分布にとどまらず土地・住宅込みの実質資産分布が推計できる。

勤労者世帯についての推計結果は第7表の通りである。持家世帯の実物資産はこの表を見るかぎり較差がきわめて小さい。ジニ係数で○・一を大きく下回っている。これは所得階層別に与えられる帰属家賃の分布を基礎にして推計していることに原因があるう(しかしそれしか資料は得られない)。同一所得階層内における帰属家賃分布の存在を無視しているので、持家世帯における実物資産に関する保有較差は明らかに過小評価されている。ちなみに所得分配に関する研究会はこの較差について一九七三年度におけるジニ係数を○・一二弱(年収別)、○・四四強(資産階層別)とそれぞれ報告している。このようにかなり大きい過小評価があることを認めた上で全体としての不平等の数字を読む必要がある。第7表によれば全体としての実物資産較差はジニ係数で○・五前後である。このうちのほとんどを、実物資産を持つ者と持たざる者の資産較差が説明している。つまり実物資産をめぐる不平等の問題は、保有している者同士の間にみられる相対的較差ではなく、まさに持つ者と持たざる者の絶対的較差にある。第7表が教えているのはこのポイントにほかならない。なお一九六九年から一九七四年にかけて実物資産較差は縮小したことになっているが、これは持家世帯の比率が五一・一%から五七・九%に上昇したためである。

### 3 資産全体の保有較差

金融資産と実物資産を合計した資産全体についての階層別分布を得ようとしても、そのような資料は今のところ存在しない。したがってここでは次のような強い前提をおいて全体としての資産分布を推計してみたい。(i)借家世帯は実物資産を保有していない、(ii)持家世帯は借家世帯のいすれよりも資産を多く保有している。この二つを前提としておくと、全体としてのジニ係数を計算することが可能となる。前提(i)は、持家・借家間のジニ係数を過大評価し、前提(ii)は持家および借家の加重されたジニ係数を過小評価している。しかも前述したように持家世帯内の実物資産に関する保有較差は大きい過小評価を否めない。したがって全体として、推計結果は過小評価を免れていない。また(1)式におけるd、gは次のように想定した。まず割引率dについては、土地・住宅の代替資産である株式の平均収益率を用いることにし、それを二〇%と仮定した(日本証券経済研究所『株価収益率』における一九五四年から七四年までの平均収益率参照)。帰属家賃の年間上昇率についての一〇%、一五%、一七%の三つのケースを想定した。この数値はそれぞれ民間家賃・間代の上昇率(総理府『消費者物価指數年報』にある一九五九年から七四年までの平均上昇率)、市街地の地価上昇率(日本不動産研究所の発表している資料に基づいて、一五%は一九六四年から六九年までの平均上昇率、一七%は一九六四年から七四年まで

年までの上昇率)に対応している。

第8表は以上のようないくつかおいて推計されたので、その結果を読むのに際してはかなりの注意と留保が必要となる。この点にあらかじめ読者の注意を促しておきたい。第8表からは次の三つの事実が読みとれよう。

(i)勤労者世帯の資産保有についてのジニ係数は

第7表 実物資産の保有較差(ジニ係数)

年	全体としての較差	持家・借家間の較差	持家内の較差(ウニート)
1969	0.5208	0.4893	0.0616 (0.5107)
1974	0.4517	0.4214	0.0524 (0.5786)

出所 総理府『全国消費実態調査報告』(勤労者世帯、実収入階級別)

第8表 資産較差(ジニ係数)

年	全体としての較差(a)	持家・借家間の較差(b)	b/a (%)	持家内の金融資産較差	持家内の資産較差
(g=0.10)	0.4758	0.2943	61.9	0.6491 (9.5)	0.2914 (41.1)
1969 (g=0.15)	0.4896	0.3593	73.4	0.6491 (6.4)	0.1999 (44.4)
(g=0.17)	0.4975	0.3993	80.3	0.6491 (4.4)	0.1497 (46.5)
(g=0.10)	0.4952	0.2904	58.6	0.7683 (5.5)	0.3231 (50.3)
1974 (g=0.15)	0.4754	0.3374	71.0	0.7683 (3.5)	0.2097 (53.0)
(g=0.17)	0.4644	0.3644	78.5	0.7683 (2.4)	0.1494 (54.6)

注) gは帰属家賃の年間上昇率を表わす。また( )内の数字はウニート(%)を示す。

出所 総理府『全国消費実態調査報告』(勤労者世帯、貯蓄残高階級別)

一九七〇年前後において〇・五ないしそれ以上と推定される。

(ii) 持家世帯と借家世帯の間の資産較差はかなり大きく、資産分布全体としての不平等の七〇%を説明している。

(iii) 借家世帯内の金融資産較差および持家世帯内の資産保有較差は一九七〇年代初頭においていずれも拡大した。

### 三 農家世帯の資産分布

農林省『農家経済調査』は耕地面積別の資産分布に関する数字を毎年発表している。しかるに耕地面積がたとえ同じであつたとしてもその地域が東京周辺にあるかないかで土地の価額は著しく異なる。したがつて『農家経済調査』による資産の分布は資産階層別のデータとはからずしも言えない。この点で限界があるものの、他に拠るべき資料も見あだらない。

加えて『農家経済調査』にはつきのような問題もある。すなわち土地の価額は、固定資産税賦課の際の土地評価額をもつて記載されている。しかし、この評価額は時価と比較するとかなり低いといふのが一般の常識ではないだろうか。そうであるとすればなんらかの調整が必要となる。幸いなことに『農家経済調査』は参考資料として土地の売却に伴う実売却価額と処分差利益額の二つを同時に発表している。第9表は評価額が実売却価額の何%であったかを示したものである。

過小評価は否めようもなく、評価額は時価の一〇%ないしそれ以下というのがここ二〇年間の傾向であった。

第10表は農家資産のうち土地・住宅および純金融資産についてそれぞれの資産分布の較差を調べたものである。この表から次のような三つの事実を見いだすことができよう。

(i) 都道府県間の土地  
保有に関する較差は一九五九年以降、一貫して拡大している。他方で同一都道府県内においてのそれはむしろ縮小傾向にあつた。全体としてみると土地保有についての農家資産は戦後の成長期において較差拡大の趨勢を示している。

(ii) 住宅保有の較差は土地のそれと比較するとかなり小さい。ただし一九六〇年代における都道府県間の較差拡大が全体としての住宅資産の保有較差を拡大させる作用をもつた。

(iii) 金融資産の保有較差は調査年が変わるたびに変動しており、時系列的に一定の傾向は見いだせない。ただし較差のオーダーは一九六〇年代に関するかぎり土地の較差と大差ない。

ここでは特に事実(i)について読者の注意を喚起しておきたい。高度成長期において農家世帯およ

第9表 地価評価額の時価に対する割合

	年	%	年	%	年	%	年	%
	1959	13.3	1965	4.2	1969	3.6	1973	4.7
	62	8.5	66	6.2	70	4.3	74	6.6
	63	5.6	67	5.9	71	3.8	75	4.1
	64	6.2	68	6.3	72	2.5	76	9.6

出所) 農林省『農家経済調査報告』(全国平均)

第10表 農家資産の保有較差(タイル係数)

資産	年	全体としての較差	都道府県間の較差	都道府県内の較差
土地	1959	0.1361	0.0140 (0.0939)	0.1221 (0.2705)
	64	0.1699	0.0483 (0.1581)	0.1216 (0.2741)
	69	0.1664	0.0706 (0.1665)	0.0958 (0.2414)
	74	0.4515	0.4297 (0.4003)	0.0218 (0.1109)
住宅	1959	0.0328	0.0171	0.0157
	64	0.0380	0.0197	0.0183
	69	0.0426	0.0301	0.0125
	74	0.0297	0.0215	0.0082
金融資産(純)	1959	0.1578	0.1102	0.0476
	64	0.1104	0.1103	0.0069
	69	0.1416	0.1396	0.0020
	74	0.0874	0.0847	0.0027

注) 都道府県内の較差は各都道府県間に相違がまったくないと仮定して計算した。なお( )内の数字はジニ係数を表す。

出所) 農林省『農家経済調査報告』

び非農家世帯の所得較差は縮小する傾向にあった(詳しく述べ溝口・高山・寺崎[7]を参照されたい)。一九六〇年代初頭を境にして日本の労働市場は逼迫化するようになり、それを契機として所得分布は平等化の方向にむきを変えたのである。しかしに他方で経済成長は土地に対する需要を著しく増大させ、結果的に土地の稀少性を大いに高めた。生産要素としての土地は他の要素と比較し

第11表 物価の年間上昇率(%)

年	消費者物価	地価 (住宅地)	地価 (工業地域)	年	消費者物価	地価 (住宅地)	地価 (工業地域)
1961	5.1	37.9	53.2	1969	5.2	19.8	14.5
62	6.9	26.4	31.2	70	7.7	22.6	16.9
63	7.5	15.6	19.0	71	6.1	17.7	15.0
64	3.9	13.8	15.8	72	4.5	14.4	14.3
65	6.6	14.6	12.2	73	11.7	29.0	24.6
66	5.1	6.2	3.1	74	24.5	26.1	23.1
67	4.0	10.0	4.6	75	12.4	- 4.0	- 5.3
68	5.3	6.51	10.3	76	9.3	1.5	0.3

出所) 総理府『消費者物価指数年報』、日本不動産研究所『全国市街地価格指標』

第12表 東京都農家の世帯当たり平均土地保有額

年	1959	1964	1972	1974
面積(アール)	71.2	69.5	65.8	64.0
金額(百万円)	$b = 4\%$ 11.95	$b = 5\%$ 9.56	$b = 10\%$ 4.78	280.1 224.0 112.0 1,856.7 1,485.4 742.7

注) bは評価額の時価に対する割合を示す。

出所) 農林省『農家経済調査報告』

てますます稀少な存在となつていった。その帰結は第11表にみられるような地価の高騰にはかららない。大都市およびその近郊に土地を保有する者は、高度成長の過程で厖大な額の土地値上り益(キャピタル・ゲイン)を享受した。東京都に在住する農家を例にとってこの間の事情を調べてみよう。第12表をみられたい。東京都に在住する農家世帯の保有する土地面積は平均でわずかずつ減少する傾向にある。しかしその時価評価額はこの

高度成長期に急増しており、平均一世帯当たり一〇億円のオーダーをすでに凌駕してしまっている。このようなオーダーの資産はサラリーマンがいくら努力精励してもほとんど蓄積不可能といわなければならぬ。そのような資産額を、東京都の農家は親がたまたま農家であったという理由だけで、いわばタナからボタモチ式に手に入れているのである。

東京都の農家は極端な例かも知れない。しかし一般的に農家の土地資産額は高度成長期に急増したというポイントに関するかぎり議論の余地はないと思われる。そもそも農家世帯間の資産較差を拡大させる形で急増したのである。農家資産全体に占める土地の割合は九〇%に迫る勢いである(第13表参照)。したがって農家資産全体としての保有較差は土地の保有較差によって支配されると考えて間違いない。経済成長は所得分布をより平等なものにする作用をもったが資産分布についてはその逆、つまりより不平等にする作用をもつた。これが戦後日本における農家世帯の経験である。読者の注意を喚起しておきたかったのはこのポイントにほかならない。

ジニ係数で言うとすれば農家世帯の資産較差は一九七四年段階で〇・五ないしそれ以上であろう。第10表のカッコ内の

数字はジニ係数の値を示している。ジニ係数はグループ間とグループ内のジニ係数への分解というスタイルに本来なじまない(詳しくは高山[5]を参照されたい)。したがってこの場合、分解された二つのジニ係数の和をもってただちに全体としてのジニ係数というわけにはいかない。しかしその値が一九七四年において〇・五ないしそれ以上であろうという推計は大過ないと考えられる。なおこの数値と比較すると一九五九年におけるジニ係数の値はかなり小さい。これは一九四〇年代後半に実施をみた農地改革によるものであろう。周知のように、農地改革の結果大規模農家はその大部分の農地を手放し、小作農家は無償に近いコストで小作農地を自らの手中に収めた。一九五〇年代の農家は資産に関するかぎりかなり平等に近かつた。高度成長はこのような事情を一変させたのである。

#### 四 農家と非農家の資産較差

以上の考察を踏まえて農家世帯と非農家世帯における保有資産の較差を調べてみよう。比較を行う前提是次の四つである。(1)割引率dは二〇%に等しい。(2)帰属家賃の上昇率は一〇、一五、一七%の三つのケースを想定する(換言すると、土地・住宅価額の帰属家賃に対する倍率を一一、一二、一四、一〇の三ケース仮定する、第1式参照)。(3)土地評価額は時価の三・六%(一九六九年)、六・六%(一九七四年)である(第11表参照)。(4)借家

世帯は実物資産を保有していない。

第13表は以上の前提をおいて推計されたものである。一見して明らかのように、農家世帯の保有資産は勤労者世帯のそれを大きく上回っており、しかも一九七〇年初頭においてその較差は拡大した。金融資産の保有額をみると、一九七四年にお

第13表 農家と勤労者の間の資産較差（一世帯平均、単位100万円）

資産	農家	勤労者世帯		
		持家	借家	合計
金融資産（純）	1.136 (3.108)	0.971 (1.565)	0.701 (1.147)	0.839 (1.389)
住宅	1.839 (2.451)	1.566 (2.842) *		0.800 (1.644) *
土地	19.997 (47.680)	3.132 (5.685) **	0. (0.)	1.599 (2.806) **
		5.220 (9.474) ***		2.666 (5.481) ***
合計	22.872 (53.239)	2.537 (4.407) *		1.639 (3.033) *
		4.103 (7.250) **	0.701 (1.147)	2.438 (4.195) **
		6.191 (11.039) ***		3.505 (6.870) ***

注) 数字のうち( )のついていないのは1969年、( )のついているのは1974年のものを表わす。また帰属家賃の年間上昇率を三つ想定し、\*印は10%、\*\*印は15%、\*\*\*印は17%とそれぞれ仮定した場合の資産額を示している。

出所) 農林省『農家経済調査報告』、総理府『全国消費実態調査報告』

いて農家は一世帯当たり平均三一一万円弱、勤労者持家世帯は平均一五六万円弱（農家の四五%弱）となっている。土地・住宅の実物資産をみると、農家世帯が勤労者世帯とは比較にならないほどの土地面積を保有していることが決め手となつて農家の実物資産保有額は勤労者のそれをはるかに凌駕している。一九七四年における農家一世帯当たり平均の実物資産保有額は五、〇〇〇万円に達している。勤労者のそれは持家世帯であつてもたかだか九五〇万円弱にすぎない。このような数字を見つければ、所得についても資産についても農家の位置づけを再検討せざるを得ないのでない。いだらうか。国民一般の間に根強く残つてゐる「農家貧乏論」は、いまや日本の現実においてその論拠を失なつてゐると言いたい。農家の平均所得は勤労者のそれを上回るということが事実として定着し、また資産額についても前者は後者の五倍以上を保有しているというのが最近時の日本の状況だからである。

農家・非農家における資産保有較差は一九七〇年代初頭に一層拡大した。一九六九年から七四年にかけての五年間に農家の資産は二・三倍になったのに対し、勤労者持家世帯の資産増は一・八倍前後にとどまつた。これは農家の資産構成が実物資産、なかんずく土地に偏つてゐること、および地価の上昇率が他を圧して大きかつたことの二つに理由がある。ちなみに資産構成に占める土地保有額の割合は農家の場合九〇%に近い。それに対して勤労者持家世帯における実物資産の全資産

に占める割合は若干上昇ぎみではあるものの七〇ないし八〇%前後である。日本の場合いづれにしても資産構成における実物資産の割合が著しく高いという特徴をもつてゐる。このポイントは国際比較との関連で覚えておく必要があろう（通常において耳にする外国とくに西欧の例は、実物資産に三分の一、定期預金・生命保険などの安全金融資産に三分の一、残りの三分の一を株式・公社債にあてるというものである）。なお地価は一九六九年から七四年にかけて住宅地で二・四倍、工業地域で二・七倍にそれぞれねあがつた（第11表参照）。

「農家貧乏論」に再検討を促したい理由をもう少し述べてみよう。都道府県別に調べてみると農家世帯で最低の資産額を保有しているのは一九七四年において鹿児島県・鳥取県の農家である。この両県に在住する農家の土地保有額は平均一、二〇〇万円に達しており、この資産額は同年における勤労者持家世帯の平均資産保有額より大きい。また勤労者持家世帯の上位三%の資産保有額もたしかに二、六〇〇万円どまりである（『全国消費実態調査報告』一九七四年をみよ）。このように資産額の多寡を決めるのは土地の保有額にはかならない。これが最近における日本の現実であるならば、農家が資産保有の面で優位に立つてゐるというのはほぼ自明のことであろう。農家の相続問題および農地法の農地売却に関する規定は、このような意味で重要な研究テーマとならざるえない。しかしそれは本稿の分析目的ではないの

で他の機会に譲りたい。

## 五 結びに代えて

本稿では資料に大きな制約があるにもかかわらず、それらをいくつも組合させていわば寄木細工的に戦後日本の資産分布を調べてきた。暫定的な結論として得られたのは主として次の二つである。

(i) 戰後日本の高度成長は一九六〇年代の所得分布を平等化するのに寄与したが、他方で地価を著しく上昇させた結果、土地を持つ者と持たざる者の資産較差を拡大させた。

(ii) 農家世帯の資産保有額は平均でみるとかぎり労働者世帯のそれをはるかに上回っており、近年においてその倍率は五倍を越えている。

結論(i)はクズネツの逆U字仮説に再検討を迫るものである。ノーベル経済学賞受賞者サイモン・クズネツはアメリカ経済学会の一九五四年年次総会における会長講演<sup>[2]</sup>で後に「クズネツの逆U字仮説」と呼ばれるものを提唱した。それは、経済成長がはじめのうち所得分布を不平等にする作用をもつものある一時点を境に一転して所得分布を平等化の方向にむかわせるというものである。このクズネツ仮説は日本においても溝口・高山・寺崎<sup>[7]</sup>によってテストされ、限定条件つきながら一応の支持を得た。限定条件とは、キャピタル・ゲインを事実上含んでいない所得データを用いて検証がなされたということにほか

ならない。なお平等化への転換は一九六〇年代における労働市場の需給逼迫が契機となつた。

キャピタル・ゲインを所得データで把えることができないのであれば、資産データでそれを把えてみたい。これが本稿における分析の系図となる。

資産データにはさまざまな制約がつきまとったものの、結論としてクズネツの逆U字仮説を否定するような事実を得た。すなわち経済成長は資産ながら土地資産の保有較差を拡大するよう機能した、といいうのである。したがってクズネツ仮説を、無条件に成立する歴史法則のようにものとして考えることはできない。経済成長によつて所得分布・資産分布はどうなるかは、一

国のおかれている経済状況および経済政策の如何によつておのずと変つてくるといふように理解しあく方がやはりよいのではないだろうか。

結論(ii)はいわゆる「農家貧乏論」に再検討を迫るものである。日本の政策当局は、これまで貫して「農家貧乏論」の立場に立ち、様々の保護を農家に加えてきた（生産者米価の支持はその代表例である）。農業保護政策は明快な論理に基づくことなく常に強大な政治力を背景にして続けられてきた。しかし今日、農家は決して貧乏ではない。少なくとも平均でみるとかぎりそう言える。したがつて「農家貧乏論」はその基礎を失つてい

る。農業政策全般について根本的に再検討する必要が大きい。これが結論(ii)の政策的含意にほかなりない（ただし、このような事実にもかかわらず専業農家の後づき問題が深刻となつてゐる地域は

少くない。専業農民であることの利益は依然としてそろ大きくなはない。しかし「農家」の大分はもはや貧乏とは別の次元に存在している）。

以上の二つの結論は、これまで幾回か繰り返し

て述べてきたようにかなり大きな資料の制約の下で暫定的に導びき出されたものである。他にあたるべき資料も数多く残されていよう。それらのすべてにわたつて調べ尽した後の声明ではないので、筆者の資料の読み方なしし事実判断に誤りがないとはいえない。しかしその検討は他の機会に譲ることにしたい。

### △参考文献

- [1] N. C. Kakwani, "Applications of Lorenz Curves in Economic Analysis," *Econometrica*, 1977.
- [2] S. Kuznets, "Economic Growth and Income Inequality," *American Economic Review*, 1955.
- [3] 所得分配に関する研究会報 (経済企画庁総合計画局編『所得・資産分配の実態と問題点』、大蔵省印刷局、一九七五年)。
- [4] 東洋経済新報社 一九七九年(近刊)。  
[5] 高山憲之「所得・金融資産分布の不平等といふ要因」、『経済研究』一九七六年四月号。
- [6] 溝口敏行「戦後日本の所得分布と資産分布」、『経済研究』一九七四年十月号。
- [7] 溝口敏行・高山憲之・寺崎康博「戦後日本の所得分布 (II)」、『経済研究』一九七八年一月号。

# 日本労働協会雑誌

No. 243

<提言>目標としての完全雇用……………馬場啓之助

景気後退期の賃金決定要因

小野 旭

進学過剰問題と代替雇用……………渡辺 行郎

戦後日本の資産分布……………高山 憲之

講演 英国 の 労 働 運 動 — その現在と将来 —

ライオネル・マレー

6

日本労働協会

1979